

発議第1号

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 3月26日

提出者 野洲市議会議員 三和 郁子

賛成者 野洲市議会議員 立入三千男

賛成者 野洲市議会議員 田中 孝嗣

賛成者 野洲市議会議員 鈴木 市朗

賛成者 野洲市議会議員 河野 司

賛成者 野洲市議会議員 小菅 六雄

賛成者 野洲市議会議員 梶山 幾世

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

野洲市議会委員会条例（平成 16 年野洲市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の見出しを「(委員会の公開等)」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

委員会は、これを公開する。

第 19 条第 1 項中「委員会は」を「前条第 1 項の規定にかかわらず、委員会は」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第2号

野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 3月26日

提出者 野洲市議会議員 三和 郁子

賛成者 野洲市議会議員 立入三千男

賛成者 野洲市議会議員 田中 孝嗣

賛成者 野洲市議会議員 鈴木 市朗

賛成者 野洲市議会議員 河野 司

賛成者 野洲市議会議員 小菅 六雄

賛成者 野洲市議会議員 梶山 幾世

野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成 16 年野洲市条例第 47 号）
の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

- 7 平成 24 年 6 月及び 12 月に支給する議員の期末手当に関する第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 140 を乗じて得た額に、100 分の 90」と、「100 分の 155」とあるのは「100 分の 155 を乗じて得た額に、100 分の 90」とする。この場合において、1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

付 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。